

新公審査答申（個）第71号
令和6年4月17日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年12月26日付け、新行経第481号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和元年7月1日付け新病管第865号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和元年6月17日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、新潟市民病院は6月12日の管理者名の文書で「市長の手紙」以外の方法により寄せられる同一案件、同一趣旨の内容については、これ以上回答しないことをお伝えさせていただいておりますとしているが、回答しない根拠を示すもの（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和元年7月1日、実施機関は、開示請求に係る個人情報を保有していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月10日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和元年12月26日、新潟市長は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人は、下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

病院長の指示で「市長への手紙以外の方法により寄せられる質問」についても同様にこれまでと同一案件、同一趣旨の内容については、これ以上回答しない」としている。指示しているのであれば、指示した内容を記載したものを開示しなければならない。回答しない根拠を示したものがあはずである。「回答しない」とした理由を、市長、病院長に説明した資料を開示すべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

請求人は「回答しない根拠を示したものがあはずである」と主張するが、そのような文書は存在しない。よって、本件決定は妥当であると考える。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求に係る個人情報を保有していないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件請求文書の存否について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

(1) 審査請求人は、実施機関が指示しているのであれば、指示した内容を記載したものを開示しなければならない。回答しない根拠を示したものがあはずと主張する。これに対し実施機関は、そのような文書は存在しないと主張している。

(2) そこで、当審査会から実施機関に対し、請求人への回答をしないと指示した公文書があるか確認したところ、平成30年10月17日付文書に関する実施機関までの起案文書（以下「本件起案文書」という。）の提出があった。

(3) 当審査会で本件起案文書を見分したところ、件名には「市長への手紙」の処理について（回答案送付）とあり、「最終回答」と記載された本件起案文書について実施機関の決裁を受けたことが確認できた。

回答案には、実施機関名で「市長への手紙」以外の方法により寄せられるご質問に関しても同様に、これまでと同一案件、同一趣旨の内容については、これ以上回答しないことをご理解ください。」との記載があるのみで、審査請求人が求める回答しない根拠となる情報は見当たらなかった。

(4) そうすると、本件起案文書からは、これ以上回答しないことについて、実施機関まで意思決定がされたことは確認できるものの、その決定にいたる回答しない

根拠を示す情報は確認できないことから、本件請求文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから実施機関が行った本件決定は妥当である。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 元年 12月26日	実施機関の諮問書を受理
令和 5年 11月 9日	審査会開催（第1回）
令和 5年 12月 4日	審査会開催（第2回）
令和 6年 1月11日	審査会開催（第3回）
令和 6年 4月16日	審査会開催（第4回）

（第2部会）

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子